

**令和 5 年度【第 2 期】**

**浜松市ファンドサポート事業**

**スタートアップ 公募要領**

**令和 5 年 12 月**

**浜松市 産業部 スタートアップ推進課**

## 目次

1	ファンドサポート事業の概要	2
1-1	目的	2
1-2	スタートアップに対する事業化支援の仕組み	2
2	交付対象事業者の要件	4
2-1	交付対象事業者の要件	4
3	交付対象事業の要件	6
3-1	交付対象事業の概要	6
4	交付対象費目の要件	8
4-1	交付対象費目	8
5	申請の手続き等	9
5-1	申請方法	9
5-2	提出方法	10
5-3	申請に関する注意	10
5-4	申請受付期間	11
6	審査について	11
6-1	審査のプロセス	11
6-2	審査結果の通知	13
6-3	審査結果の公表	13
7	交付金の交付	13
7-1	交付金の支払い	13
7-2	交付金の交付に際しての遵守事項	14
8	支援期間と支援期間終了後の対応	15
8-1	成長支援	15
8-2	財務管理体制の強化	15
8-3	支援期間終了後の対応	15
9	交付決定の取り消し、その他注意事項	16
9-1	交付決定の取り消し	16
9-2	認定事業で得られた成果の取り扱い	17
9-3	取得財産の管理	17
9-4	認定資格の喪失等	18
10	問い合わせ先	18

浜松市は、スタートアップに対して投資を行うベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等(以下「VC」という。)の市内スタートアップに対する投資及び支援活動を促進し、その知見及び支援機能を活用し、スタートアップに対する事業化を支援するため、令和5年度【第2期】「浜松市ファンドサポート事業」を実施します。

本公募要領では、浜松市がVCと協調支援するスタートアップの募集を行います。本事業への申請を希望するスタートアップは、本公募要領に従いご応募ください。

## 1. ファンドサポート事業の概要

### 1-1. 目的

浜松市においては、スタートアップの多くが資金調達の悩みを抱えており、シード、アーリーなど各成長ステージにおける事業活動に必要な資金の調達は、大きな課題となっています。

本事業では、急成長を目指す浜松市内のスタートアップが必要とする資金を、豊富な経験と確かな見識を有するVCの投資活動と協調して支援するとともに、スタートアップの経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても併せて支援します。

また、本事業を通して、市内スタートアップの成長促進、市外スタートアップの誘致に加え、スタートアップのアイデアとものづくり企業の技術を融合させ、新しいサービスや製品が次々と生まれることを期待しています。

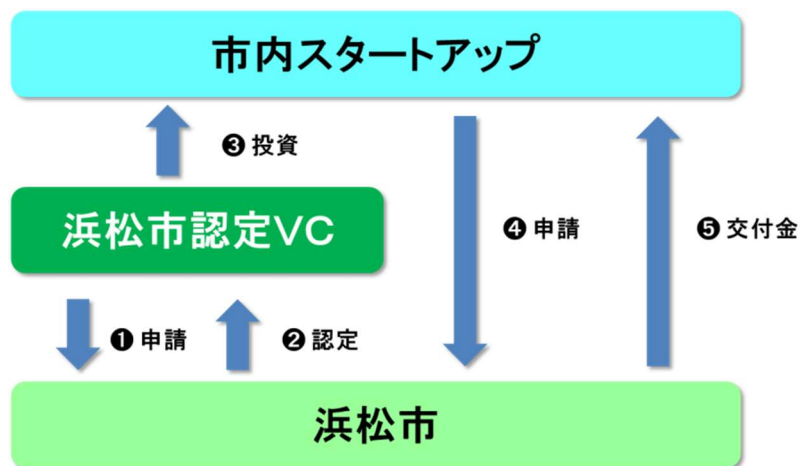
本事業を契機として、浜松市にスタートアップが集積、成長する環境が整うことで、次々と新たなスタートアップが生まれるエコシステムの確立を目指します。

### 1-2. スタートアップに対する事業化支援の仕組み

#### (1)VCと浜松市によるスタートアップの協調支援の概要

交付金の交付対象となる事業者は、浜松市が認定したVC(以下「認定VC」という。)から令和5年10月1日から令和6年3月31日までに投資実行(着金)を受けられる事業者です。交付対象事業については、「2. 交付対象事業者の要件」をご参照ください。交付金の額は、予算の範囲内で、区分に応じて次の表の金額を上限とします。

区分	交付金の額の上限
シード ・R&D 枠	① ～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ① 令和5年10月1日から令和6年3月31日までに認定VCから受けた投資額 ② 浜松市が独自に設ける1件あたりの上限金額(1,000万円) ③ 申請事業全体事業費の2分の1(50%)
一般枠	① ～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ① 令和5年10月1日から令和6年3月31日までに認定VCから受けた投資額 ② 浜松市が独自に設ける1件あたりの上限金額(4,000万円) ③ 申請事業全体事業費の2分の1(50%)
協業枠	① ～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ① 令和5年10月1日から令和6年3月31日までに認定VCから受けた投資額に、市内に本社を有する企業が投資した金額、又は市内に本社を有する企業が主体となって設立したCVCが投資した金額を加えた金額 ② 浜松市が独自に設ける1件あたりの上限金額(2,000万円) ③ 申請事業全体事業費の2分の1(50%)



※なお、以下は当事業の対象外とします。

- ・転換社債型新株予約権付社債による資金調達している場合
  - ・現金対価取得請求権のついた投資を受けている場合
- (J-KISS(投資)については申請可)

<スケジュール>

スタートアップの公募について

時期	内容
令和5年12月1日(金)	公募開始
令和6年1月5日(金)	公募締切
令和6年2月5日(月)	プレゼンテーション審査
2月中下旬	認定事業者決定
3月中旬以降	交付金交付

## 2. 交付対象事業者の要件

### 2-1. 交付対象事業者の要件

認定VCからの投資を令和5年10月1日から令和6年3月31日までに投資を受ける予定の事業者で、次の共通要件及び区分ごとの要件の全てを満たすものが対象です。

認定VCは、浜松市スタートアップ進出・成長応援サイト「HAMACT!!」をご覧ください。

■トップページURL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamact/index.html>

<共通要件>

- ① 国内に事務所を有する中小企業者(中小企業基本法(1963(昭和38)年法律第154号)第2条に規定する中小企業者)であって、みなし大企業に該当しないこと。(法人を設立準備中の者は、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、交付金の交付までに日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。)

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業

- ② 浜松市内に本社又は主たる事業所を置き、浜松市内において認定事業を実施しようとする事業者であること。(登記必要)
- ③ 認定VCからの出資又は出資意向確認書を受けていること。
- ④ 市区町村税を完納していること。
- ⑤ 令和 5 年度において、浜松市から同種の補助金の交付を受けていないこと。(同種の補助金例：浜松市新産業創出事業費補助金等)
- ⑥ 過去 3 年以内において、浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付決定の取り消しを受けたことがないこと。
- ⑦ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人に該当しないこと。

※過去に申請済みの同一の出資を基礎とした申請は不可

<区分ごとの要件>

区分	対象事業者の要件
シード ・R&D 枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 交付決定の日から 1 年以内に、認定事業を実施する事業責任者が市内事務所に常駐※する予定であること。</li> <li>⑨ 浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付を受けていないこと。</li> <li>⑩ 起業から 5 年以内で、具体的な技術シーズを有し、研究開発を実施するスタートアップであること。ただし、技術開発の要素の薄いものや、既存市場を活用するだけのものは対象外とする。</li> </ul>
一般枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 交付決定の日から 1 年以内に、認定事業を実施する事業責任者が市内事務所に常駐※し、かつ、交付決定の日から 2 年以内に浜松市内事業所において、正社員を新規で雇用又は役員を新たに配置する予定であること。</li> <li>⑨ シード・R&amp;D 枠を除く浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付を受けていないこと。</li> </ul>
協業枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 交付決定の日から 1 年以内に、認定事業を実施する事業責任者が市内事務所に常駐し、かつ、交付決定の日から 2 年以内に浜松市内事業所において正社員又は役員を新規で雇用する予定であること。</li> <li>⑨ 浜松市ファンドサポート事業費交付金の交付を受けており、新たに市内企業と研究開発の伴う協業事業を行うスタートアップであること。ただし、協業枠の 2 回目の交付はできないものとする。</li> </ul>

※常駐とは、概ね営業日の 3 分の 2 以上、事務所に出勤することをいう

### 3. 交付対象事業の要件

#### 3-1. 交付対象事業の概要

- 事業期間 : 事業開始から 2 年以内  
 ※原則令和 6 年 4 月から令和 8 年 3 月までとする。
- 交 付 額 : 予算の範囲内で、区分に応じて次の表の金額を上限とします。

区分	交付金の額の上限
シード ・R&D 枠	①～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ①令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに認定 VC から受けた投資額 ②浜松市が独自に設ける 1 件あたりの上限金額(1,000 万円) ③申請事業全体事業費の 2 分の 1(50%)
一般枠	①～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ① 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに認定 VC から受けた投資額 ②浜松市が独自に設ける 1 件あたりの上限金額(4,000 万円) ③申請事業全体事業費の 2 分の 1(50%)
協業枠	①～③の基準のうち、そのいずれか低いものを超えない金額 ① 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに認定 VC から受けた投資額に、市内に本社を有する企業が投資した金額、又は市内に本社を有する企業が主体となって設立した CVC が投資した金額を加えた金額 ②浜松市が独自に設ける 1 件あたりの上限金額(2,000 万円) ③申請事業全体事業費の 2 分の 1(50%)

(内容は「4. 交付対象費目の要件」参照)

- ※ シード・R&D 枠と一般枠との併願申請は不可とします。
- ※ 千円未満の端数は切り捨て。
- ※ 令和 5 年度予算額 250 百万円の範囲内で、総合的な判断のもと採択事業者を決定します。(第 1 期にて 120 百万円決定済み)
- ※ 審査の結果、交付金交付額が申請額以下となる場合があります。

す。

- 対象分野：表1(成長7分野)のいずれかに該当する分野であること。  
申請された事業が表2に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、対象とはなりません。
- 対象事業：浜松市が、「はままつ産業イノベーション構想」で位置づけた「成長7分野」に関連性があるものとします。
  - ※ 「成長7分野」については表1を参照ください。
  - ※ 浜松市をこれまで支えてきた高度なものづくりの技術に基づく新しい部品や機器・製品の創出のみならず、発展著しい情報通信技術(ICT)を活用した新しいサービスの創出も対象に含めます。また、新しい顧客価値の創出に向けた意欲的な試みも対象とします。
  - ※ 令和5年度浜松市新産業創出事業費補助金と令和5年度浜松市ファンドサポート事業交付金には併願申請できません。
  - ※ なお、以下は当事業の対象外とします。
    - ・転換社債型新株予約権付社債による資金調達している場合
    - ・現金対価取得請求権のついた投資を受けている場合  
(J-KISS(投資)については申請可)

【表1】

分野名
健康・医療関連分野
次世代輸送用機器関連分野
環境・エネルギー関連分野
新農業関連分野
光・電子関連分野
デジタル関連分野
ロボティクス関連分野

※ 申請事業の該当分野が不明な場合は、事務局までご相談ください。

【表2】

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動



公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は業務上必要な許可等が取得できない事業
調査・研究のみの事業
ハード事業(建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業)。ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち市長が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業

※不明点がある場合は、事務局にご相談ください。

## 4. 交付対象費目の要件

### 4-1. 交付金対象費目

交付金の対象となる費目は、交付対象事業の事業開発及び研究開発に関連し、認定事業者の事業の成長と発展に資すると認められる次の費用です。

対象費目に関して判断に迷う場合は、事前に事務局までご相談ください。

売上原価・製造原価	仕入代金、材料費、外注費、労務費、経費
販売費及び一般管理費	人件費、消耗品費、旅費、研究開発費、その他経費
その他固定資産取得費等	土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費

- 交付対象費目として認められない経費(一例)
  - 交際費・食料費・寄付金・賠償金・投資金・出資金・借入金の返済・配当 等
  - ※あくまでも一例です。判断に迷う場合は事前に事務局にご相談ください。
- 交付金対象費目・支出に関する注意事項
  - ・ 支払を証明することができないもの、事業との関連を説明できないものは対象外経費です。
  - ・ 固定資産の取得自体が事業活動の中心となるものは対象外となります。
  - ・ 不適切な支出が発覚した場合、交付金返還対象となる可能性があります。
  - ・ 交付対象経費の支出は、成果目標達成のための最も安価かつ効果的なものであって、一般的に考え過度な支出は認められません。

## 5. 申請の手続き等

### 5-1. 申請方法

- はままつスマート申請システムから申請ください。

URL: <https://ttzk.graffer.jp/city-hamamatsu/smart-apply/apply-procedure-alias/r5-2su>

- (1) 令和5年10月1日以降に、認定VC等※から既に投資が実行された事業者

※協業枠の場合は、市内に本社を有する企業又は市内に本社を有する企業が主体  
 となって設立したCVCを含む

→上記はままつスマート申請システムから申請ください。

- (2) 令和6年3月31日までに、認定VC等から投資が実行される事業者

→(1)と同様に申請を行ってください。

その際、申請時点で未着金の場合は「出資意向確認書」に認定VC等からの署名または記名押印をいただき、投資契約書(写し可)又は投資契約に係る全ての書類(写し可)と一緒に申請書類に添付してください。投資額を証明する書類及び事業計画書も併せて添付してください。

※ただし、令和6年3月31日までに認定VC等からの投資による着金が確認できなかった場合には、採択されていたとしても「2. 交付対象事業者の要件」に適合しないと判断し、その採択を取り消します。

共通書類として、下記の交付申請書一式を添付してください。

No.1	交付金交付申請書	※原本提出書類
No.2	申請者の概要	
No.3	事業提案書	
No.4	利害関係の確認について	
No.5	申請書別添資料 (EXCELデータ) (サマリー情報、事業計画(向こう10年)、資金計画(向こう10年)、プロジェクトの実施期間と実施日程、交付対象事業に要する総事業費・交付金申請金額)	

No.6	<b>投資契約書</b> 又は 投資契約に係る全ての書類 ※作成前の場合は、下記No.14記載の【別紙4】出資意向確認書を添付してください。	
No.7	<b>会社定款</b>	
No.8	<b>登記事項証明書</b>	
No.9	<b>決算関係書類（直近3期分）</b>	
No.10	<b>本社の所在する市区町村税の納税証明書</b> （未納がないことを証する書類） ※浜松市内に本社を有していない場合	
No.11	<b>【別紙1】拠点進出に関する誓約書</b> ※市外企業のみ	※原本提出書類
No.12	<b>【別紙2】人員配置に関する誓約書</b>	※原本提出書類
No.13	<b>【別紙3】市税納付・納入確認同意書</b>	※原本提出書類
No.14	<b>認定VC等※から投資を受けていることが分かるもの</b> （例. 通帳の表紙と振込金額部分のコピー等） ※協業枠の場合は、市内に本社を有する企業又は市内に本社を有する企業が主体となって設立したCVCを含む ただし、これから投資を受ける場合には、 <b>【別紙4】出資意向確認書</b> ※出資意向確認書は認定VC等が記載すること	※原本提出書類
No.15	<b>【別紙5】スタートアップの評価及びハンズオン計画</b> ※認定VCが記載すること	※原本提出書類
No.16	<b>【別紙6】暴力団排除に関する誓約書</b>	※原本提出書類
No.17	<b>市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し</b> ※浜松市民の給与所得者を雇用している場合のみ ※非該当の場合は、別の様式を提出	

代表者印の捺印又は代表者の署名が必要な書類は原本を提出してください。  
 ※グレー色を付けている書類は指定の様式がありますので、浜松市スタートアップ進出・成長応援サイト「HAMACT!!」に公開している様式をご活用ください。  
 ※申請書は日本語で記載してください。  
 ※必要に応じて、文中に図表や画像等を貼付していただいても構いません。  
 ※必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

## 5-2. 提出方法

交付申請書一式の提出について、はままつスマート申請システムへの電子ファイルのアップロードによる受付とさせていただきます。交付申請書一式を、PDF等に変換したファイルをアップロードしていただくとともに、原本提出書類につきましては、書留扱いで郵送してください。ファイルのアップロードは申請受付期間内していただく必要がありますが、原本は申請受付期間内に必着とはいたしません。

### ■原本の提出先

原本提出書類は書留扱いとし、以下の住所へ郵送してください。

《郵送先》

〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町 103-2

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 浜松市ファンドサポート事業担当あて

※「申請書在中」と朱書きのこと

## 5-3. 申請に関する注意

### (1) 一般的注意

- 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます場合がありますのでご注意ください。
- 提出された申請書類等は返却しませんのでご了承ください。

### (2) 秘密の保持

申請書一式は、本事業の交付金交付申請に係る審査のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報等は、法令等に基づく場合の提供を除き、交付金交付申請に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

### (3) 申請書の記入言語

申請書は日本語で記載してください。

## 5-4. 申請受付期間

申請書の受付期間は次のとおりです。

**令和5年12月1日(金)～令和6年1月5日(金)**

※受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。

## 6. 審査について

### 6-1. 審査のプロセス

書類審査の後、プレゼンテーション審査を経て、浜松市が総合的な判断のもと交付対象事業者を決定します。

#### (1) 書類審査(一次審査)

応募内容が、前述した「2. 交付対象事業者の要件」「3. 交付対象事業の要件」「4. 交付対象費目の要件」に該当しているかを審査した後、有識者で構成する交付審査会にて、プレゼンテーション審査(二次審査)に進む事業者を決定します。

#### (2) プレゼンテーション審査(二次審査) ※令和6年2月5日開催予定

##### ① 浜松市ファンドサポート事業交付審査会

有識者で構成する交付審査会でプレゼンテーション審査を実施し、その結果を採択者決定の判断基準としていきます。

詳細については、後日、申請事業者へ連絡します。

##### ② 審査項目

###### (ア) 事業構想の完成度と実現可能性

- 顧客のニーズやペインを具体的に把握しており、それに対応したビジネスとなっているか。
- 顧客に対する市場規模は広がりがあり、事業の成長性や収益性があるビジネスか。
- 新規性のある事業アイデアやユニークな技術シーズが盛り込まれ、競争優位性があるか。
- 事業実現可能な知見・経験値・トラクションがあり、認定事業期間終了後概ね3年以内(事業開始から5年以内)※に事業化が達成・進展される可能性が高いか。  
※シード・R&D枠の場合は、認定事業期間終了後概ね5年以内(事業開始から7年以内)
- 経営者、マネジメントチームや実施体制が、事業推進成功を期待できるか。
- 予想される事業リスク(市場変動、技術革新等)への対策が適切か。

(イ) 地域貢献

- 浜松市での自社の事業拡大(売上、雇用、事業所拡大、設備投資等)をどの程度見込んでいるか。
- 浜松市内企業や大学との協業、取引の可能性はあるか。
- 市内企業の成長分野への事業拡大や生産性向上等による地域企業の活性化や市民の QOL 向上等、地域全体の活性化・経済活性化へ寄与するのか。

(ウ) 交付金の使途と妥当性

- 事業計画実現のために本交付金が必要か。

(3) 特記事項

- 審査委員が申請案件と何らかの利害関係があると浜松市が判断した場合、当該申請案件の審査から当該審査委員を除外します。
- 審査は非公開で行われます。審査内容に係わるお問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。
- 申請当事者並びにその関係者による審査委員への個別説明等の活動は、直接、間接問わず禁止します。当該活動が判明した場合は、当該申請案件の審査対象からの除外、採択された場合は、採択の取り消し等、浜松市において必要な措置を講じます。

**6-2. 審査結果の通知**

- 採択された事業者(以下「認定事業者」)への結果通知の時期は、採択決定後速やかに行います。
- 審査結果の通知方法は、書面にて申請者宛通知します。
- 審査の内容によっては、実施内容や交付対象経費範囲を変更することが採択の条件となる場合があります。そのような変更を伴う当該「条件」に対し申請事業者において不服がある場合は、申請そのものを取り下げることができます。
- 認定事業者について、採択の条件等がある場合は申請内容を条件に沿って修正するなど必要な調整を行ったのち、速やかに浜松市から認定事業者に対し交付決定を通知します。
- 交付金額は、予算額や採択される案件の数等を総合的に勘案し、浜松市が決定します。
- 不採択の場合も、評価結果を添えて、申請事業者に対し書面にて通知します。

### 6-3. 審査結果の公表

認定事業者については、令和6年2月下旬頃に、事業者名や事業の概要等を公表する予定です。

## 7. 交付金の交付

### 7-1. 交付金の支払い

認定事業者に対する交付金は、所定の手続きを経て、速やかに全額交付します。ただし、市内に事務所の登記がなされ、かつ、認定VCからの投資が実行されたことを確認させていただきます。

認定事業者は、法令及び浜松市ファンドサポート事業費交付金交付要綱、交付決定の条件等に従い、善良な管理者の注意をもって認定事業を行うとともに、他の用途への使用はできません。なお、認定事業者に違反があった場合は、浜松市は交付決定の取り消し等含む適切な措置をとります。

### 7-2. 交付金の交付に際しての遵守事項

認定事業者は以下の項目を遵守してください。違反があった場合は、浜松市は交付決定の取り消し等含む適切な措置を行います。

1. 交付決定通知書で指定する期間内に事業に着手すること。
2. 交付金は、申請書に記載した事業(以下「認定事業」という。)以外の目的に使用しないこと。
3. 交付金を財源に新たに取得又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもってこれを管理すること。また、認定事業者の他の事業の担保等に供することを禁止する。
4. 認定事業に関わる経理と他の経理を明確に区別すること。  
※交付金管理専用口座(新規口座開設、既存の0円口座の使用など)のご用意をお勧めします。
5. 資金の流れがわかる証拠資料(請求書、領収書等)を適切に保管すること。
6. 認定事業の内容の変更が生じた場合には、速やかに浜松市に報告し、必要に応じて変更申請をすること。  
<承認が必要な場合>
  - ① 費目内で新規に200万円以上を計上する場合



- ② 交付金額の20%を超える額を変更する場合
7. 認定事業が、申請した期間内に完了しない、又は、その期間内の遂行が困難となった場合は、速やかに浜松市に報告し、協議すること。
  8. 事業環境の大幅な変化等により、認定事業を計画の途中段階で中止又は廃止の判断に至った場合は、速やかに浜松市に報告し、当該事業の中止又は廃止に関し承認を得ること。交付金の扱いについても浜松市と協議すること。
  9. 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は、毎年度「実績報告書」を浜松市に提出すること。
  10. 支援終了時、認定事業に係る「認定事業終了報告書」及び「認定事業収支報告書」を提出すること。
  11. 支援終了時、未使用の交付金がある場合は、市に返納すること。
  12. 認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は保管すること。
  13. 市税の滞納をしないこと。

## 8. 支援期間と支援期間終了後の対応

採択公表後、浜松市は、認定事業者が申請した事業期間をもとに、事業期間(以下「支援期間」という。)を認定し、認定事業者に通知します。

### 8-1. 成長支援

支援期間において、認定事業の進捗確認及び事業者の成長を支援するため、認定事業者に対して定期モニタリング及び成長支援を行ってまいります。具体的には、事業者の成長ステージに合わせ、メンタリングやセミナー、キーパーソンの紹介など、様々な支援メニューを用意しています。詳細については、採択時に説明します。

### 8-2. 財務管理体制の強化

交付金は、公金であり、適切な管理が求められます。そのため、支援期間において、認定事業者に対して、適切な資金の使用と事業者の財務管理体制の強化を目的に、適時の経理指導と定期的な検査を実施します。

検査の過程で不正や不適切な支出、経費管理等が判明した場合は、認定事業の中止も含め、浜松市において適切な措置を講じることになります。検査回数については、必要に応じ変更する可能性がありますのでご留意ください。



### 8-3. 支援期間終了後の対応

(1) 支援期間終了後概ね 3 ヶ月後を目安に、本事業を通じ提供した支援の成果や認定事業者におけるその後の取り組み等を確認するため、『「浜松市ファンドサポート事業」認定事業終了事業者成果報告会』を開催します。認定事業者にはプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) (1)で説明された取り組みを継続的にフォローしていく目的で、浜松市は認定事業者に対し、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は事業の進捗状況を定期的に報告していただきます。

(3) 交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年を経過した時点で、本ファンドサポート事業による支援の結果として、認定事業者が、支援期間終了後に安定的・持続的に収益を生み出す状態に転換した場合、浜松市としては認定事業者に対し、本事業を通じ提供した支援の相応の対応として、浜松市内の企業への投資又は浜松市への寄附等をお願いさせていただきますのであらかじめご承知おきください。投資又は寄附の額については、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年目の営業利益の 5%が目安で、交付金交付確定額を上限とします。実施のタイミングについては継続的に協議させていただきます。

## 9. 交付決定の取り消し、その他注意事項

認定事業者は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間は、浜松市に事業所等を置く必要があります。認定事業者に違反があった場合は、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消します。

### 9-1. 交付決定の取り消し

認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。以下の規定は、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から 10 年間においても適用があります。

1. 交付金を他の用途に使用をしたとき。
2. 認定事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
3. 認定事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められた場合において、市からの是正指示に従わなかったとき。
4. 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

5. 認定事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。
6. 認定事業の中止又は廃止の申請をしたとき。
7. 認定事業者が市の求める認定事業の実施状況などの実地調査に応じなかったとき。
8. 認定事業者が市の求める交付金の使途及び帳簿等の実地検査に応じなかったとき。
9. 市内事務所を休止又は廃止したとき。
10. 上記のほか、交付金を交付することが不相当であると市長が認めたとき。

#### 《交付金の返還を求める具体例》

##### ① 市外への転出

認定事業者がその住所又は事務所を浜松市内から市外に移した場合においては、【9-1 交付決定の取り消し】の9にあたり、浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

##### ② M&A、事業譲渡

認定事業者が会社全体を売却又は対象事業を他社に事業譲渡し、【9-1 交付決定の取り消し】の9にも該当する場合には、認定事業者の地位を放棄したものとみなし、浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただくよう求めます。

※①、②のほか、交付金を交付することが不相当であると市長が認めたときには浜松市は認定事業者に対して交付金交付確定額を全額返還していただきます。

#### 9-2. 支援で得られた成果の取り扱い

- (1) 認定事業者が、支援の成果、実用化・製品化に関し何らかの対外発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する場合は、浜松市に対して実施内容を事前に報告してください。
- (2) 記者会見又は報道発表については、公開の3週間前に報告してください。
- (3) 事前報告の態様は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知も可能です。浜松市からの受領の連絡をもって事前報告義務は履行されたものとします。
- (4) 公開内容について、認定事業者は浜松市と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。

### 9-3. 取得財産の管理

- (1) 本事業における取得財産の所有権は認定事業者にあります。これを処分しようとする時は、あらかじめ浜松市の承認を受ける必要があります。認定事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、認定事業者は、認定事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から10年間は当該資産を交付金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を目的外使用することにより収入金があった時は、浜松市の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。
- (2) 認定事業者は、認定事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、浜松市に届出書を提出する必要があります。
- (3) 本交付金で取得した固定資産等は、圧縮記帳を適用することが可能です。

### 9-4. 認定資格の喪失等

支援期間中に、当該事業者が投資を受けた認定VCが認定を取り消し、又は更新しなかった場合は、認定VCの認定が失効された時点をもって当該認定事業は終了とし、それまでに得られた成果に対して、速やかに成果報告書を作成いただきます。最終検査を実施した上で、認められた経費のみを対象経費とします。未使用の交付金があった場合には、その分を返還していただきます。なお、認定VCの認定資格失効に伴い生じる認定事業者側に発生する何らかの損害等については、浜松市は、その責めを負いません。

## 10. 問い合わせ先

(浜松市ファンドサポート事業事務局)

浜松市 産業部 スタートアップ推進課 担当者:宮野・良知

E-mail: [vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)